

令和6年1月25日

障害児入所施設 施設長 様
障害児通所支援事業所 代表者 様
(政令市・中核市を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
(公 印 省 略)

保育士特定登録取消者管理システム説明会について (通知)

本県の障害福祉施策の推進につきまして、日頃より格別の御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年6月の児童福祉法改正により、保育士の資格管理が厳格化され、改正後の児童福祉法第18条の20の4において、「保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用するときはデータベースを活用すること」等が定められています。

これらを踏まえ、こども家庭庁成育局成育基盤企画課より別紙のとおり、標記説明会の案内がありました。御多忙の折、大変恐縮ですが、内容を御了知の上、御参加いただきますようお願いいたします。

なお、説明会の詳細について、御不明点等ございましたら、別紙を御確認の上、こども家庭庁成育局成育基盤企画課へお問い合わせください。

(別添資料)

02_ (こども家庭庁) 保育士特定登録取消者管理システム説明会について

問合せ先
障害サービス課
福祉施設グループ 伊東
電話 045-285-0738 (直通)